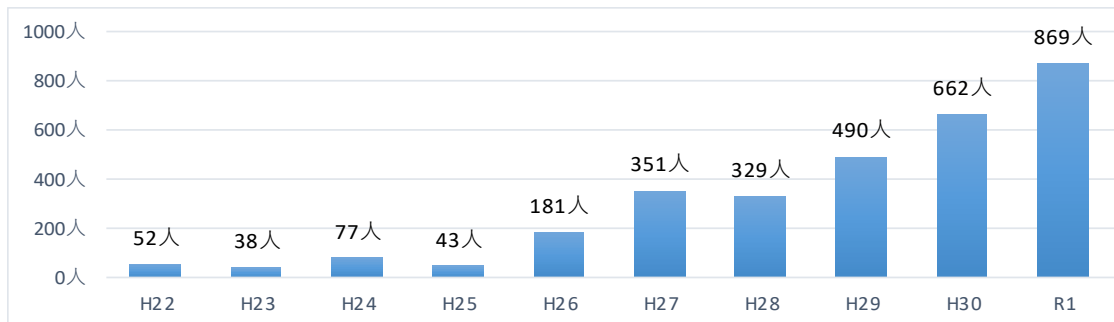
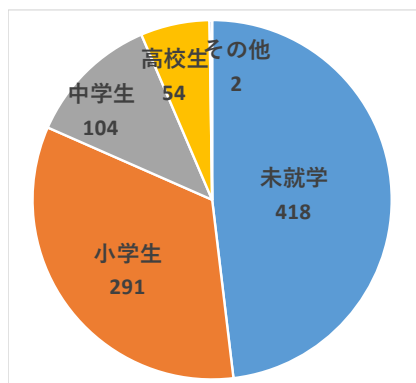


1 児童虐待事案の現状

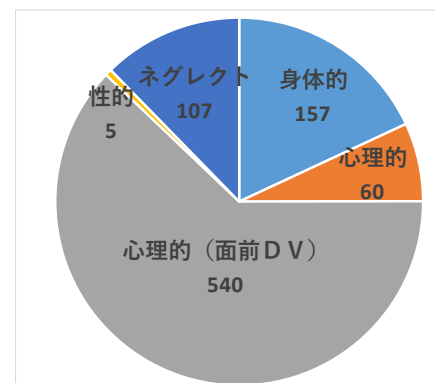
【警察から児童相談所への通告児童数の年別推移（H22～R元）】



【学識別通告児童数（令和元年）】



【虐待態様別通告児童数（令和元年）】



2 児童虐待防止法等の改正概要の一部（令和2年4月1日施行（一部を除く。））

- (1) 親権者等が、児童のしつけに際して体罰を加えることを禁止
- (2) 学校、教育委員会、児童福祉施設等の職員に守秘義務を規定
- (3) 児童虐待の早期発見に努めなければならない団体として、都道府県警察、教育委員会等を明記
- (4) 児童相談所の体制強化

3 児童虐待の予防、早期発見のための取組

- (1) 児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。」
- (2) 児童虐待防止法第5条第1項「学校、教職員等は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。」
- (3) 通告のポイント～文部科学省「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」

- ◇ 虐待の確証がなくても通告する
- ◇ 虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関である
- ◇ 保護者との関係よりも子供の安全を優先する
- ◇ 通告は守秘義務違反に当たらない

これらを踏まえ、児童虐待ではないかと思われるケースを把握したときは、躊躇なく児童相談所への通告、警察への通報を行っていただきますようお願いいたします。